

## 平成 27 年度 被扶養者資格の再確認調査を行います

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の事業運営についてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回、当組合では、健康保険法施行規則第 50 条、および厚生労働省通知に基づき、被扶養者認定状況の再確認（以下「検認」といいます。）を今年度も実施いたします。

また、任意継続被保険者の皆様についても、同様の「検認」を実施いたします。

この調査は、皆様よりお預かりしている大切な保険料から支払われる保険給付の適正化を図ることを目的とし、過去に被扶養者として認定された時の状況が現在も維持されているかどうかを再確認するものです。

事業主及び被保険者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 「健康保険被扶養者調書（異動届）」（以下「調書」といいます。）「調書」を受け取った方は、記載内容を確認の上、必要書類（収入に関する証明書）を添付し、事業所のご担当者様は、その内容を確認のうえでとりまとめ、当組合の提出期限までに提出をお願いいたします。

※対象者がいない事業所には「調書」は送付いたしません。

※任意継続被保険者の方については直接当組合へ提出をお願いいたします。

## 1. 実施内容

実施事業所	全事業所	
調査日程	「調書」発送	平成28年 2月22日(月)
	提出期限	平成28年 3月25日(金)
※未提出者については、平成28年4月1日付けで削除する場合がありますのでご注意ください。		
調査対象者	平成27年12月末日現在、認定されている19歳以上の被扶養者の方。 (ここでいう19歳以上とは、平成28年4月1日において19歳以上の方をいいます。)	
	ただし、次の①~③に該当する被扶養者の方は除きます。	
	① 平成28年4月1日までに被保険者が75歳に到達される被扶養者の方。	
	② 平成28年4月1日までに75歳に到達される被扶養者の方。	
提出書類	③ 平成27年1月1日以降に認定された被扶養者の方。	
	※「調書」は、対象者以外の被扶養者の方も記載してあります。また、被扶養者の方すべてが対象外の被保険者の方には送付されません。	
提出書類	収入状況を証明する書類や同一世帯を証明する書類および仕送り額を証明する書類など、扶養状況に応じた証明書類が必要となります。	
	※詳細については、「調書」の添付書類欄をご覧ください。	

### ■ 任意継続被保険者のみなさまへ

任意継続被保険者の方についても被扶養者の「検認」を実施します。調査対象者は平成27年12月末日現在、認定されている19歳以上(定義は上記参照)の被扶養者です。

ただし、次の①~③に該当する被扶養者の方は除きます。

① 平成28年4月1日までに被保険者が期間満了となる被扶養者の方。

② 平成28年4月1日までに被保険者が75歳に到達される被扶養者の方。

③ 平成28年1月1日までに75歳に到達される被扶養者の方。

## 2. 被扶養者認定の条件

健康保険では被保険者本人だけではなく、その家族等も一定の条件に該当すれば「被扶養者」として認定され、家族等が保険料を負担しなくても保険給付が受けられます。

被扶養者となるためには事業主を経由し、「被扶養者（異動）届」を健康保険組合に提出し認定を受けなければなりません。

### ■ 被扶養者の範囲 ■

健康保険の被扶養者となるには、①主として被保険者の収入によって生計を維持されている3親等内親族であることが条件です。されにプラス条件として親族によっては②同一世帯であることが必要です。

#### 【生計維持のみが条件の親族】

- 被保険者の直系尊属（父母・祖父母など）
- 配偶者（双方に戸籍上の配偶者がいない場合は、内縁関係も含む）
- 子（養子を含む）、孫、弟妹

#### 【生計維持と同一世帯が条件の親族】

- 前記①以外の3親等内の親族（血族、姻族の別なく継父母、継子も含む）
- 被保険者と内縁関係にある配偶者の父母と子

（配偶者の死亡後の引き続き被保険者の生計維持と同一世帯である条件を満たせば被扶養者と認定されます）

※「同一世帯」とは、被保険者と住居及び家計をともにしていることを言い、同一戸籍内にあるかは問いません。また、被保険者が世帯主であることも要しません。

### <生計維持認定基準>

主として被保険者の収入によって生計維持されていることが認定基準となります。具体的には次のとおりです。

#### 【被保険者と同一世帯の方】

- 認定対象者の年収が130万円（60歳以上・障害者は180万円）未満であること。

#### 【被保険者と同一世帯に属さない方】

- 認定対象者の年収が130万円（60歳以上・障害者は180万円）未満で、被保険者から毎月仕送りがされている場合。

生計維持については、この基準で健康保険組合が認定しますが、妥当性を欠く場合は実態応じての判断となります。

### <認定時必要となる添付書類>

① 16歳以上の方

- 「給与明細書」など収入に関する証明書
- 年金受給者は、「年金支払通知書」など年金額がわかる証明書

②被保険者と同一世帯であることが被扶養者の条件の方

- 被保険者と同一世帯に属していることを証明できる「世帯全員の住民票」

③被保険者と同一世帯に属さない方

- 被保険者からの「仕送り額のわかるものの写し（直近3ヶ月分）」
- 生活状況を確認するための「世帯全員の住民票」

※その他、必要に応じて証明書等の提出をお願いする場合があります。

※被扶養者が所得税法上の規定による被保険者の配偶者・扶養控除対象者（配偶者特別控除対象者は除く）の場合は、事業主の確認により収入に関する書類を省略できます。ただし、調書の各項目の記入は必要です。

### 3. 被扶養者認定についての Q&A

#### Q 被扶養者に認定されている妻がパートで働くことになりました。この場合の取り扱いはいは？

A 被扶養者の認定基準は、年間収入 130 万円（60 歳以上・障害者は 180 万円）未満となっています。また、健康保険では、今後、将来に向けて 1 年間の収入見込みによって被扶養者認定の判断をします。したがって、パートの収入が 1 カ月あたり 108,334 円※以上の場合、130 万円以上になるため被扶養者になれません。

(計算) 108,334 円 × 12 カ月 = 1,300,008 円

#### Q 妻が仕事をやめ、雇用保険の失業給付を受給するつもりですが、被扶養者になれますか？

A 雇用保険の失業給付は、近い将来に再び就職する人に給付されるものなので、現在の失業状態は一時的とみなされますが、失業保険の給付額の総額が 130 万円未満の場合は、退職した翌日から被扶養者になれます。

#### Q 税法上、扶養控除の対象としている家族は健康保険でも扶養家族として認められますか？

A 税法上の扶養控除対象者は前年（1 月から 12 月）の年間収入をみますが、健康保険上の扶養認定は、申請時点より今後 1 年間にどのくらいの収入が見込まれるかで判断します。また、税法上と健康保険上では収入の認定基準も異なっており、健康保険は年収 130 万円（60 歳以上・障害者は 180 万円）未満が認定基準となります。健康保険上では対象者の収入が 1 カ月あたり 108,334 円以上見込まれるようになった場合は、その時点で削除の手続きが必要となります。

#### Q 扶養認定されている子供が就職した場合、何か手続きは必要ですか？

A 資格喪失の手続きが必要となりますので、速やかに「被扶養者（異動）届」に保険証を添えて、事業主を通して健保組合に提出してください。

**Q 別居している義父母（配偶者の両親）を健康保険の被扶養者にすることはできますか？**

A 被扶養者にすることはできません。義父母については、主としてあなたが生計維持していること、同居をしていることが認定要件となります。そのため、あなたが手厚く仕送りされているとしても、被扶養者認定することはできません。

**Q 夫婦が共に被保険者である場合は、その子供は夫婦どちらの被扶養者となるのですか？**

A 夫婦の年間収入を比較して、継続して年間収入が多い方の被扶養者にするを原則とします。夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、届出により、その子供を主として生計を維持する者の被扶養者となります。また、複数の子供がいる場合、1人は妻、1人は夫というように分けて扶養することは原則できません。